

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和4年9月30日
【中間会計期間】	第65期中（自 令和4年1月1日 至 令和4年6月30日）
【会社名】	株式会社伊香保カントリー倶楽部
【英訳名】	Ikaho Country Club Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 原 直道
【本店の所在の場所】	群馬県渋川市伊香保町伊香保654番地
【電話番号】	0279（72）3188（大代表）
【事務連絡者氏名】	中澤 広行
【最寄りの連絡場所】	群馬県渋川市伊香保町伊香保654番地
【電話番号】	0279（72）3188（大代表）
【事務連絡者氏名】	中澤 広行
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第63期中	第64期中	第65期中	第63期	第64期
会計期間	自令和2年 1月1日 至令和2年 6月30日	自令和3年 1月1日 至令和3年 6月30日	自令和4年 1月1日 至令和4年 6月30日	自令和2年 1月1日 至令和2年 12月31日	自令和3年 1月1日 至令和3年 12月31日
売上高 (千円)	41,986	69,482	90,290	147,146	187,841
経常損失() (千円)	85,283	70,835	62,817	143,622	113,367
中間(当期)純損失() (千円)	84,842	71,467	62,840	142,838	112,474
持分法を適用した場合の投資損益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
発行済株式総数 (株)	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
純資産額 (千円)	232,408	361,871	465,718	290,403	402,878
総資産額 (千円)	518,506	496,796	467,076	499,886	488,554
1株当たり純資産額 (円)	250,710.49	393,766.33	513,471.42	315,656.45	440,785.74
1株当たり中間(当期)純損失金額() (円)	91,524.07	77,740.17	69,025.05	154,578.35	122,575.69
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	44.8	72.8	99.7	58.1	82.5
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	76,535	39,474	42,964	138,189	74,507
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	17,325	373	6,579	20,289	3,512
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	116,593	50,385	29,184	164,771	94,849
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (千円)	33,315	27,412	13,345	16,875	33,704
従業員数 (人) (外、平均臨時雇用者数)	14 (42)	18 (35)	11 (37)	16 (36)	15 (29)

(注) 1. 当社は、中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度及び、中間連結会計期間に係る主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資損益については、関連会社がないため記載しておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、1株当たり中間(当期)純損失であり、また、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

当中間会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

令和4年6月30日現在

従業員数(人)	11(37)
---------	--------

(注)1. 従業員数は従業員数であり、臨時雇用者数は当中間会計期間の平均雇用人員を()外数で記載してあります。

2. 当社はゴルフ場事業の単一セグメントであるため、セグメント別従業員の記載を省略しております。

3. 従業員が前事業年度末に比べ4名減少したのは、業績不振による新規採用の抑制によるものであります。

(2) 労働組合の状況

特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

- (1) 経営方針・経営戦略等及び経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等
当中間会計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等に重要な変更はありません。
また、新たに定めた経営方針・経営戦略等若しくは指標等はありません。
- (2) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題
クラブハウスはもとより、コース売店、乗用カート等、コロナウイルス感染症防止対策に万全を期して取り組むことにより、お客様、従業員の安心で安全な環境を確保していきます。
台風、大雨、降雪時などにより被る被害に迅速に対処できるように日頃から取り組んでいます。

2【事業等のリスク】

当中間会計期間において、当半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるリスクは、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクの内容から重要な変更はありません。

当社は、平成16年12月期以来連続で営業損失が発生しており、当中間会計期間においても営業損失を計上しております。これにより、前事業年度に引き続き当社は継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。これは、当半期報告書提出日現在において判断したものであります。

当社は、当該状況を解消すべく収益の改善への努力を進めております。収入面では、前期に引き続き団体等のコンペが見込めない状況を踏まえ、競技の充実・オープンコンペの開催等、経費面では必要最小限の人員管理に努め、人件費の抑制をいたします。

資金面においては、高砂企業株式会社（当社の大株主である日本土地山林株式会社のグループ会社）からの支援・協力により、当中間会計期間において、40,000千円の短期借入れを実行いたしました。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

経営成績

当中間会計期間は、新型コロナウイルス感染症の群馬県内感染者の推移が1月上旬から第6波が上昇を始め、3月下旬には減少し、その後横ばいで推移しましたが、4月からは下降してまいりました。

天候は、1月は比較的穏やかな気候が続きましたが、2月10日からの降雪は、間断なく繰り返し、25日まで16日間のクローズを余儀なくされました。3月はクローズ日が2日間と降雪は少なかったのですが、前年より気温の低下が顕著で、来場者に影響がありました。4月以降は、穏やかな晴天が続きました。梅雨入りは6月6日で例年同様でしたが、梅雨明けは平均より22日早く、水不足を心配しましたが、その後梅雨の戻りのような日が続きました。

当中間会計期間の実績としては、来場者は4,440名と前年同期比16.8%の増加となりました。売上につきましては90,290千円と前年同期比29.8%の増加となりました。

一方、売上原価並びに販売費及び一般管理費は154,755千円と前年同期比10.4%の増加となり、経常損失62,817千円（前年同期は、経常損失70,835千円）となりました。

キャッシュ・フロー

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、前年同期末に比べ14,067千円減少し、13,345千円となりました。

また、当中間会計期間における各キャッシュ・フローは次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間において営業活動の結果、使用した資金は42,964千円（前年同期は、39,474千円の支出）となりました。これは税引前中間純損失などによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間において投資活動の結果、使用した資金は6,579千円（前年同期は、373千円の支出）となりました。これは有形固定資産の取得などによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間において財務活動の結果、増加した資金は29,184千円（前年同期は、50,385千円の収入）となりました。これは短期借入れによる収入などによるものであります。

収容能力及び収容実績並びに営業実績

a 収容能力

コース半年当たり収容能力は、次の通りであります。

第64期中（令和3年6月30日現在）	第65期中（令和4年6月30日現在）
30,240人	30,240人

（注） 計算方法は次の通りであります。

1ヶ月28日稼働として1日当たり収容人員（180人）をそれぞれ乗じたものであります。

b 収容実績

収容実績は次の通りであります。

第64期中 自 令和3年1月1日 至 令和3年6月30日		第65期中 自 令和4年1月1日 至 令和4年6月30日	
来場者数（人）	稼働率（％）	来場者数（人）	稼働率（％）
3,801	12.6	4,440	14.7

（注）1．稼働率 = $\frac{\text{中間収容実績（人数）}}{\text{中間収容能力（人数）}} \times 100\%$

2．金額は別項、営業実績の項に掲記いたしました。

c 営業実績

前中間会計期間及び当中間会計期間の来場者数及び営業実績は次の通りであります。

種別	第64期中 自 令和3年1月1日 至 令和3年6月30日		比率（％）	第65期中 自 令和4年1月1日 至 令和4年6月30日		比率（％）
営業日数（日）	160			160		
来場者数（名）						
メンバー（名）	2,208	58.1		2,070	46.6	
ビジター（名）	1,593	41.9		2,370	53.4	
計（名）	3,801	100		4,440	100	
ゴルフ収入（千円）	58,204	83.8		76,648	84.9	
食堂収入（千円）	9,635	13.9		11,457	12.7	
売店収入（千円）	1,642	2.4		2,184	2.4	
売上高合計（千円）	69,482	100		90,290	100	

（注） 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

事業の性質上、当社の営業実績は天候に左右されることが多く、上半期と下半期には季節的変動があります。その概要については、「第5 経理の状況 1．中間財務諸表等 注記事項 中間損益計算書関係」を参照ください。

(2) 経営者の視点による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

財政状態の分析

(流動資産)

当中間会計期間末における流動資産の残高は、43,327千円（前事業年度末は61,424千円）となり、18,097千円減少しました。増加の主なものは、現金及び預金の増加であります。

(固定資産)

当中間会計期間末における固定資産の残高は、422,339千円（前事業年度末435,371千円）となり、13,032千円減少しました。減少の主なものは、減価償却による資産の減少であります。

(流動負債)

当中間会計期間末における流動負債の残高は、655,474千円（前事業年度末は565,846千円）となり、89,628千円増加しました。増加の主なものは、買掛金・短期借入金及び前受金の増加であります。

(固定負債)

当中間会計期間末における固定負債の残高は、277,320千円（前事業年度末は292,821千円）となり、15,501千円減少しました。減少の主なものは、会員預り金及びリース債務の減少であります。

経営成績の分析

当中間会計期間における売上高は、90,290千円と前年同期比23.0%の増加、売上原価並びに販売費及び一般管理費は、154,755千円と前年同期比9.4%の増加の結果、中間純損失は、62,840千円（前年同期は中間純損失71,467千円）となりました。

当中間会計期間において売上高は、新型コロナウイルス感染症に伴う休業を余儀なくされた前年同期に比べ、来場者は増加し増収となりました。また、売上原価並びに販売費及び一般管理費も増加した結果中間純損失を計上しました。

キャッシュ・フローの状況の分析

当社は、運転資金及び設備資金につきましては、借入または内部資金により資金調達することとしておりますが、前会計期間につきましては、新型コロナウイルス感染症による休業による損失補填のため、国ならびに県等の融資を利用いたしました。しかしながら資金調達につきましては、当社の大株主である日本土地山林株式会社のグループ会社である高砂企業株式会社からの借入を基本としております。

令和4年6月30日現在、長期借入金及び短期借入金の残高は、712,687千円であります。

なお、当中間会計期間のキャッシュ・フローの状況につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フロー」の記載のとおりであります。

将来に関する事項

以上に記載している将来に関する事項は、当半期報告書提出日現在において判断したものであります。

4【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、当社の経営上の重要な契約等に変更及び新たな事項はありません。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

当中間会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設・拡充・改修・除却・売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,000
計	2,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数(株) (令和4年6月30日)	提出日現在発行数(株) (令和4年9月30日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	1,000	1,000	非上場	権利内容に何ら 限定のない当社 における標準と なる株式であ り、また、単元 株式制度は採用 しておりませ ん。
計	1,000	1,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
自 令和4年1月1日 至 令和4年6月30日	-	1,000	-	100,000	-	-

(5) 【大株主の状況】

令和4年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
東武鉄道株式会社	東京都墨田区押上2-18-12	110	12.1
日本土地山林株式会社	東京都品川区東五反田3-20-14	75	8.3
株式会社アーテック	東京都品川区東五反田3-20-14	30	3.3
大同特殊鋼株式会社	愛知県名古屋市東区東桜1-1-10	5	0.6
野村鋼機株式会社	東京都江東区亀戸5-22-13	4	0.4
株式会社新進	東京都千代田区外神田1-18-19	3	0.3
大塚工機株式会社	神奈川県横浜市港北区樽町3-7-77	3	0.3
群馬日産自動車株式会社	群馬県前橋市城東町1-6-8	3	0.3
株式会社春日井	埼玉県熊谷市妻沼東5-88	3	0.3
株式会社モリタ	埼玉県熊谷市箱田6-4-6	2	0.2
計		238	26.2

(注) 上記の他、当社所有の自己株式93株(9.3%)があります。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

令和4年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 93	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 907	907	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	1,000	-	-
総株主の議決権	-	907	-

【自己株式等】

令和4年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社伊香保カントリー倶楽部	群馬県渋川市伊香保町伊香保654番地	93		93	9.3
計		93		93	9.3

2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1．中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間（令和4年1月1日から令和4年6月30日まで）の中間財務諸表について、翠星監査法人による中間監査を受けております。

3．中間連結財務諸表について

当社は、子会社がないため、中間連結財務諸表は作成しておりません。

1【中間財務諸表等】

(1)【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (令和3年12月31日)	当中間会計期間 (令和4年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	33,704	13,345
営業未収入金	15,905	15,118
商品	3,362	3,233
貯蔵品	6,180	7,700
前払費用	3,714	6,093
その他	311	316
貸倒引当金	1,732	2,480
流動資産合計	61,446	43,327
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	104,542	101,433
構築物(純額)	23,974	23,015
機械及び装置(純額)	2,304	7,682
車両運搬具(純額)	0	0
工具、器具及び備品(純額)	2,668	2,213
立木	38,412	38,412
コース勘定	230,613	230,613
リース資産(純額)	22,992	18,967
有形固定資産合計	1,425,507	1,422,339
無形固定資産		
電話加入権	402	402
ソフトウェア	1,155	964
無形固定資産合計	1,557	1,366
投資その他の資産		
その他	43	43
投資その他の資産合計	43	43
固定資産合計	427,108	423,749
資産合計	488,554	467,076
負債の部		
流動負債		
買掛金	4,206	2,249
短期借入金	503,000	543,000
1年内返済予定の長期借入金	62,191	64,176
前受金	-	14,879
リース債務	8,241	7,913
未払金	7,256	9,753
未払費用	11,926	11,471
未払法人税等	209	104
未払消費税等	7,192	-
預り金	610	1,478
その他	419	2,446
流動負債合計	605,252	655,474
固定負債		
長期借入金	107,809	105,511
会員預り金	150,299	144,152
リース債務	18,873	14,845
退職給付引当金	9,198	12,811
固定負債合計	286,180	277,320
負債合計	891,432	932,794

(単位：千円)

	前事業年度 (令和3年12月31日)	当中間会計期間 (令和4年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
別途積立金	680,000	680,000
繰越利益剰余金	1,182,878	1,245,718
利益剰余金合計	502,878	565,718
株主資本合計	402,878	465,718
純資産合計	402,878	465,718
負債純資産合計	488,554	467,076

【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間		当中間会計期間	
	(自	令和3年1月1日	(自	令和4年1月1日
	至	令和3年6月30日)	至	令和4年6月30日)
売上高		1 69,482		1 90,290
売上原価		1 94,393		1 97,175
売上総損失()		24,911		6,884
販売費及び一般管理費		1, 3 45,796		1, 3 57,580
営業損失()		70,707		64,465
営業外収益		1,568		3,061
営業外費用		2 1,695		2 1,413
経常損失()		70,835		62,817
特別利益		249		82
特別損失		777		0
税引前中間純損失()		71,362		62,735
法人税、住民税及び事業税		104		104
法人税等合計		104		104
中間純損失()		71,467		62,840

【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自令和3年1月1日 至令和3年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	
		その他利益剰余金		利益剰余金合計		
		別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	100,000	680,000	1,070,403	390,403	290,403	290,403
当中間期変動額						
中間純損失（ ）			71,467	71,467	71,467	71,467
当中間期変動額合計	-	-	71,467	71,467	71,467	71,467
当中間期末残高	100,000	680,000	1,141,871	461,871	361,871	361,871

当中間会計期間（自令和4年1月1日 至令和4年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	
		その他利益剰余金		利益剰余金合計		
		別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	100,000	680,000	1,182,878	502,878	402,878	402,878
当中間期変動額						
中間純損失（ ）			62,840	62,840	62,840	62,840
当中間期変動額合計	-	-	62,840	62,840	62,840	62,840
当中間期末残高	100,000	680,000	1,245,718	565,718	465,718	465,718

【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間		当中間会計期間	
	(自 至	令和3年1月1日 令和3年6月30日)	(自 至	令和4年1月1日 令和4年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー				
税引前中間純損失()		71,362		62,735
減価償却費		10,003		9,938
退職給付引当金の増減額(は減少)		232		3,613
貸倒引当金の増減額(は減少)		2,907		747
受取利息及び受取配当金		0		0
有形固定資産売却損益(は益)		90		0
支払利息		1,570		1,263
売上債権の増減額(は増加)		914		1,048
棚卸資産の増減額(は増加)		1,737		1,390
その他の流動資産の増減額(は増加)		2,237		2,645
仕入債務の増減額(は減少)		5,658		2,987
未収消費税等の増減額(は増加)		5,540		0
未払消費税等の増減額(は減少)		1,535		6,745
その他の流動負債の増減額(は減少)		9,835		12,427
小計		37,695		41,491
利息及び配当金の受取額		0		0
利息の支払額		1,570		1,263
法人税等の支払額		209		209
営業活動によるキャッシュ・フロー		39,474		42,964
投資活動によるキャッシュ・フロー				
有形固定資産の取得による支出		160		6,579
有形固定資産の売却による収入		90		0
無形固定資産の取得による支出		300		0
その他の支出		3		0
投資活動によるキャッシュ・フロー		373		6,579
財務活動によるキャッシュ・フロー				
短期借入れによる収入		60,000		40,000
長期借入れによる収入		-		0
長期借入金の返済による支出		-		313
会員預り金の返還による支出		4,803		6,146
リース債務の返済による支出		4,810		4,355
財務活動によるキャッシュ・フロー		50,385		29,184
現金及び現金同等物の増減額(は減少)		10,537		20,359
現金及び現金同等物の期首残高		16,875		33,704
現金及び現金同等物の中間期末残高		27,412		13,345

【注記事項】

（継続企業の前提に関する注記）

当社は、平成16年12月期以来連続で営業損失が発生しており、当中間会計期間においては、62,840千円の間純損失を計上した結果、465,718千円の債務超過になっております。また、営業キャッシュ・フローについては、平成20年12月期以来連続でマイナスとなっております。

これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社は、当該状況を解消すべく収益の改善への努力を進めております。収入面では、団体等のコンペが見込めない状況を踏まえ、競技の充実・オープンコンペの開催等、経費面では必要最小限の人員管理に努め、人件費の抑制をいたします。

資金面においては、高砂企業株式会社（当社の大株主である日本土地山林株式会社のグループ会社）からの支援・協力により、当中間会計期間において、40,000千円の短期借入れを実行いたしました。今後も当面必要な資金の借入れや借入条件の変更を要請して参ります。

しかし、収益改善策を進めている途上であるため、現時点では、継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在しております。

なお、財務諸表は継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しておりません。

（会計方針の変更）

1．会計方針の変更に関する注記

（収益に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度より適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱い従っており、当事業年度の期首の利益剰余金に与える影響はありません。

2．（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度より適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 棚卸資産

商品.....先入先出法

貯蔵品...最終仕入原価法

なお、中間貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8~50年

構築物 10~75年

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

(2) 無形固定資産

ソフトウェア(自社利用分)については、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込み額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当中間期末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

ゴルフコース売上高、レストラン売上高等は顧客のゴルフ場利用又はレストラン利用を履行義務として識別しており顧客が利用した時点で収益を認識しております。年会費は会員のゴルフ場の施設利用機会の提供を履行義務として認識しており、当該履行義務は時の経過に連れて充足されるため期間按分により、収益を認識しております。

5. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、要求払出預金及び取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(中間貸借対照表関係)

1.有形固定資産減価償却累計額

前事業年度 (令和3年12月31日)	当中間会計期間 (令和4年6月30日)
1,294,283千円	1,305,815千円

2.消費税等の取扱い

当中間会計期間において、仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

1.事業の性質上、売上高、売上原価並びに販売費及び一般管理費に著しい季節的変動があります。

なお、中間会計期間末に至る1年間の売上高、売上原価並びに販売費及び一般管理費は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自令和3年1月1日 至令和3年6月30日)		当中間会計期間 (自令和4年1月1日 至令和4年6月30日)	
	売上高 (千円)	売上原価並びに 販売費及び一般管理費 (千円)	売上高 (千円)	売上原価並びに 販売費及び一般管理費 (千円)
前事業年度の下期	105,160	166,952	118,359	64,853
当中間会計期間	69,482	140,190	90,290	154,755
合計	174,642	307,143	208,649	219,608

2.営業外費用のうち、主要な費用及び金額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 令和3年1月1日 至 令和3年6月30日)	当中間会計期間 (自 令和4年1月1日 至 令和4年6月30日)
支払利息	1,570千円	1,263千円

3.減価償却実施額

	前中間会計期間 (自 令和3年1月1日 至 令和3年6月30日)	当中間会計期間 (自 令和4年1月1日 至 令和4年6月30日)
有形固定資産	9,817千円	9,318千円
無形固定資産	185	190
計	10,003	9,508

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自令和3年1月1日 至令和3年6月30日)

発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	1,000	-	-	1,000

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	80	1	-	81

(注) 取得自己株式1株は、株式を無償で譲り受けたことによる増加であります。

当中間会計期間(自令和4年1月1日 至令和4年6月30日)

発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	1,000	-	-	1,000

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	86	7	-	93

(注) 取得自己株式7株は、株式を無償で譲り受けたことによる増加であります。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間会計期間 (自 令和3年1月1日 至 令和3年6月30日)	当中間会計期間 (自 令和4年1月1日 至 令和4年6月30日)
現金及び預金勘定	27,412千円	13,345千円
現金及び現金同等物	27,412	13,345

(リース取引関係)

1 ファイナンス・リース取引

(借手側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

前事業年度(令和3年12月31日)

リース資産の内容

車両運搬具、工具、器具及び備品並びに機械及び装置であります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

当中間会計期間(令和4年6月30日)

リース資産の内容

車両運搬具、工具、器具及び備品並びに機械及び装置であります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額(貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

前事業年度(令和3年12月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
営業未収入金	15,905		
未収入金	262		
貸倒引当金(2)	1,732		
	14,434	14,434	-
資産計	48,138	48,138	-
買掛金	4,206	4,206	-
未払金	7,256	7,256	-
短期借入金	503,000	503,000	-
長期借入金(3)	170,000	170,000	-
リース債務(4)	27,115	27,115	-
負債計	711,577	711,577	-

- (1) 「現金及び預金」については、現金であること及び預金は短期間で決済されるため、時価が帳簿価格に近似するものであることから記載を省略しております。
- (2) 営業未収入金に対応する貸倒引当金を控除しております。
- (3) 流動負債に含まれている1年内返済予定の長期借入金を含めております。
- (4) 流動負債のリース債務と固定負債のリース債務を合算して表示しております。

当中間会計期間(令和4年6月30日)

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
現金及び預金	13,345	13,345	-
営業未収入金	15,118		
貸倒引当金(1)	2,480		
	12,638	12,638	-
資産計	25,983	25,983	-
買掛金	2,249	2,249	-
未払金	9,753	9,753	-
短期借入金	543,000	543,000	-
長期借入金(2)	169,687	169,687	-
リース債務(3)	22,758	22,758	-
負債計	747,448	747,448	-

(資産除去債務関係)

当ゴルフ場の土地は、賃貸借契約に基づく原状回復義務を有しておりますが、ゴルフ場以外の利用が不可能なことから契約解除となる蓋然性が極めて低いいため資産除去債務を計上しておりません。

(収益認識関係)

(重要な会計方針)の4収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、ゴルフ事業並びにこれらの付帯業務の単一事業であります。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

【関連情報】

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額及び算定上の基礎並びに1株当たり中間純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (令和3年12月31日)	当中間会計期間 (令和4年6月30日)
1株当たり純資産額	440,785.74円	513,471.42円
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額 (千円)		465,718
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	-	-
普通株式に係る中間期末 (期末) の純資産額 (千円)		465,718
普通株式の発行済株式数 (株)	1,000	1,000
普通株式の自己株式数 (株)	81	93
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末 (期末) の普通株式の数 (株)	81	93

項目	前中間会計期間 (自 令和3年1月1日 至 令和3年6月30日)	当中間会計期間 (自 令和4年1月1日 至 令和4年6月30日)
1株当たり中間純損失金額 ()	77,740.17円	69,025.05円
(算定上の基礎)		
中間純損失金額 () (千円)	71,467	62,840
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る中間純損失金額 () (千円)	71,467	62,840
普通株式の期中平均株式数 (株)	919.31	910.40

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、1株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

(多額な資金の借入)

当社は、令和4年7月27日付で借入れを実行いたしました。

- (1) 資金用途：運転資金
- (2) 借入先：高砂企業株式会社
- (3) 借入先の概要：関連当事者に該当します。
- (4) 契約締結日：令和4年7月27日
- (5) 借入実行日：令和4年7月27日
- (6) 借入金額：10,000千円
- (7) 借入利率：無利子
- (8) 返済期限：令和4年12月31日
- (9) 担保提供資産の有無：無

当社は、令和4年8月25日付で借入れを実行いたしました。

- (1) 資金用途：運転資金
- (2) 借入先：高砂企業株式会社
- (3) 借入先の概要：関連当事者に該当します。
- (4) 契約締結日：令和4年8月25日
- (5) 借入実行日：令和4年8月25日
- (6) 借入金額：10,000千円
- (7) 借入利率：無利子
- (8) 返済期限：令和4年12月31日
- (9) 担保提供資産の有無：無

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第64期）（自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日）令和4年3月31日関東財務局長に提出。

(2) 有価証券報告書の訂正報告書

事業年度（第64期）（自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書を令和4年7月25日関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

令和4年9月29日

株式会社伊香保カントリー倶楽部

取締役会 御中

翠星監査法人

群馬県渋川市

代表社員
業務執行社員

公認会計士 田中 誠

代表社員
業務執行社員

公認会計士 廣瀬 信二

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社伊香保カントリー倶楽部の令和4年1月1日から令和4年12月31日までの第65期事業年度の中間会計期間（令和4年1月1日から令和4年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社伊香保カントリー倶楽部の令和4年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（令和4年1月1日から令和4年6月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、当社は平成16年12月期以来継続して営業損失を計上するとともに、当中間会計期間においても、62,840千円の中間純損失を計上した結果、465,718千円の債務超過の状況にあることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。中間財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、令和4年7月27日付で10,000千円、8月25日付で10,000千円の新規借入を行っている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。
また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 . 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。
2 . X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。